

| グルホシネートに関する御意見 | | |
|----------------|---|--|
| 番号 | 御意見（概略） | 回答 |
| 1 | <p>【意見1】</p> <p>除草剤グルホシネートは禁止にしてほしい。 世界と比較して日本だけ、異常。</p> | <p>【回答1】</p> <p>国内の農薬の登録については、農薬取締法を所管する農林水産省により、農業者への健康影響、水質や水生生物などへの影響、周辺農作物や有用生物への影響、農薬が残留した農産物を食べた消費者への健康への影響、病害虫防除の効果など、安全性、有効性等が考慮され、使用が認められているものと承知しています。</p> <p>食品中の農薬の残留基準値は、農薬を定められた使用方法で使用した際の残留濃度等に基づき設定しており、これは国際的にも共通の考え方です。各国において、農薬の使用の可否や使用方法が、その国の気候、病害虫の発生状況や栽培実態を踏まえてそれぞれで定められていることから、それを基に定められる残留基準値も異なります。また、同じ食品であっても、日本と海外で検査部位が異なる（例：玄米と粳米）ことにより、残留基準値が異なる場合もあります。そのため、日本と海外の基準値のどちらが緩いか厳しいかを一概に言うことはできません。</p> <p>なお、本剤の農薬の残留基準は、厚生労働省において、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価の結果を踏まえ、残留試験の結果や国民の各食品の摂食量データ等に基づき、薬事・食品衛生審議会において専門家や消費者の御意見を聴いて、子供や妊婦も含めて国民の健康に悪影響が生じないように設定しています。</p> |
| 2 | <p>【意見2】</p> <p>毒性が高く、EUでは禁止されているグルホシネートなどの規制緩和はやめていただきたい。</p> | <p>【回答2】</p> <p>農薬の登録や使用、残留基準の設定等については、【回答1】を御覧ください。</p> |
| 3 | <p>【意見3】</p> <p>グルホシネートは強い神経毒性を持ち、子どもの脳発達にも悪影響があるとされており、さらにEUでは、グリホサートより急性毒性が強く哺乳類への毒性が強いとして、2012年に農薬登録から抹消されている。</p> | <p>【回答3】</p> <p>農薬の登録や使用、残留基準の設定等については、【回答1】を御覧ください。</p> <p>本剤の発達神経毒性の評価については、内閣府食</p> |

| | | |
|----------|--|--|
| | <p>基準値の見直しではなく、禁止に向けて動くべきと考える。</p> | <p>品安全委員会による食品健康影響評価書に記載がなされており、幼小児、妊婦及び妊娠の可能性のある女性などによる感受性の違いも考慮して適切に許容一日摂取量（ADI）や急性参照用量（ARfD）が評価されているものと承知しています。詳細については、同委員会の評価書を御覧ください。</p> <p>http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20210825174</p> |
| <p>4</p> | <p>【意見4】</p> <p>EU ではその健康や生態系への危険から禁止されるグルホシネートを4品目とはいえ、残留基準値を緩和することはありえない。グルホシネートはグリホサートと混合するとより強い毒性ある物質を作るという指摘がされている。</p> <p>https://www.sciencedirect.com/science/article/abs/pii/S0045653522030478</p> <p>実際に農水省・環境省はすでに多くのグリホサートとグルホシネートに耐性のある遺伝子組み換え作物を多数承認しており、それを考えるのであればこの残留基準値では問題がある。農薬の影響を個々に評価するのではなく、そうした複合した場合の影響を考えて、使用を規制すべき。</p> | <p>【回答4】</p> <p>農薬の登録や使用、残留基準の設定等については、【回答1】を御覧ください。</p> <p>複数の化合物への暴露については、現段階では国際的にも、評価手法として確立したものはなく、検討段階にあることから、現段階では総合的な評価は困難であると考えています。</p> <p>FAO/WHOでは、JMPR（FAO/WHO合同残留農薬専門家会議）やJECFA（FAO/WHO合同食品添加物専門家会議）において、複数の化合物への暴露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、引き続き、最新の情報収集に努めてまいります。</p> <p>なお、本剤の残留基準の設定に関する審議過程については、農薬・動物用医薬品部会の資料及び内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価を御確認ください。</p> <p>（農薬・動物用医薬品部会の資料）</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26013.html</p> <p>（農薬・動物用医薬品部会の議事録）</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000965908.pdf</p> <p>（食品健康影響評価）</p> <p>http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20210825174</p> |
| <p>5</p> | <p>【意見5】</p> <p>件名：「農薬（アシノナピル等8品目）の残留基準の改正について」</p> <p>EU ではグリホサートに先立ち使用が禁止されている</p> | <p>【回答5】</p> <p>農薬の登録や使用、残留基準の設定等については【回答1】、複合影響等については【回答4】を御覧ください。</p> |

| | | |
|---|---|---|
| | <p>除草剤グルホシネート。</p> <p>野菜、種子、牛・豚の脂肪等、およそ 40 品目で規制強化が検討されている中、里芋類、サトウキビ、ニワトリの食用部分、その他家禽の食用部分の 4 品目の残留基準値の緩和が進められようとしている。</p> <p>https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000242035</p> <p>これに関して以下のように考える。真摯に受けとめていただきたい。</p> <p>(1) 健康や生態系への危険性から EU では禁止されるグルホシネートについて、 例え 4 品目とはいえ、その残留基準値緩和は行うべきではない。むしろ、禁止に向けて動くべき。</p> <p>(2) グリホサートと混合するとグルホシネートはより強い毒性ある物質を作ると指摘されている。複合した場合の影響も考えて、使用を規制すべきである。</p> | |
| 6 | <p>【意見 6】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グルホシネートは、グリホサート以上に健康に与える影響が強いとして、EU ではグリホサートに先立ちその使用が禁止されているにもかかわらず、健康や生態系への危険から EU では禁止されるグルホシネートなどの残留基準値を緩和することはありえない。 ・4 品目とはいえ、残留基準値を緩和することはありえないことで、使用禁止に向けて動くべきである。 ・グリホサートと混合するとグルホシネートはより【強い毒性ある物質を作る】と指摘されている。農薬の影響を個々に評価するのではなく、そうした複合した場合の影響を考慮して、使用を規制／禁止すべきである。 | <p>【回答 6】</p> <p>農薬の登録や使用、残留基準の設定等については【回答 1】、複合影響等については【回答 4】を御覧ください。</p> |
| 7 | <p>【意見 7】</p> <p>グリホシネート 4 品目を緩和する事はやめてほしい。ヨーロッパでは使用禁止、次々に規制に動いている農薬を、なぜ日本で緩和しなくては行けないのか。それら農薬を使用して育てた農産物を、子ども達が普通に毎日、口にする日本の現状がおかしいと思う。</p> <p>また、行っているのは、薬剤単体での安全性審査のみ。グリホサートとグリホシネートを混ぜた際の検査をしてほしい。そして、薬剤を全て混ぜた際に、どんな</p> | <p>【回答 7】</p> <p>農薬の登録や使用、残留基準の設定等については【回答 1】、複合影響等については【回答 4】を御覧ください。</p> |

| | | |
|---|--|--|
| | <p>毒性が出るのかも検査してほしい。その検査もなしで、基準値の緩和があってはならないと思う。どんどん厳しく規制するのは賛成だが、緩和はやめてほしい。小学生の子どもが2人居る、親からの切なる願い。さらに、緩和が今後の水道水に含まれる基準値も変わってくるのではないだろうか。子ども達の未来、健康を守るために、緩和はしないでほしい。お願いする。</p> | |
| 8 | <p>【意見8】 グリホシネートはEUでも使用禁止や規制が進む薬剤。4品目とはいえ、緩和する事に反対。また、薬剤単体では、本当の毒性は分からないと思う。薬剤を全て混ぜた複合的な検査をしてから基準値を設けてほしい。掲載されている農産物は、日本の子ども達も毎日普通に食べる。今、子ども達の発達障害や異常行動が指摘されているが、本当に関わりがないのかも調べて欲しい。少し話が飛んだが、とにかく、子ども達の健康、これから関わりであろう未来に食べ物は大きく関わると思う。どうか、緩和はしないで、再考してほしい。</p> | <p>【回答8】 農薬の登録や使用、残留基準の設定等については【回答1】、複合影響等については【回答4】を御覧ください。</p> |

| 全般に係る御意見 | | |
|----------|--|---|
| 番号 | 御意見（概略） | 回答 |
| 1 | <p>【意見1】</p> <p>全ての残留基準を厳しく改正すべきだと思う。 まずは欧州並みに。出来れば不使用をお願いしたい。</p> | <p>【回答1】</p> <p>厚生労働省では、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価の結果を踏まえ、残留試験の結果や国民の各食品の摂食量データ等に基づき、薬事・食品衛生審議会において専門家や消費者の御意見を聴いて、幼小児、妊婦及び妊娠の可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影響が生じないよう、農薬の残留基準を設定しています。</p> <p>食品中の農薬の残留基準値は、農薬を定められた使用方法で使用した際の残留濃度等に基づき設定しており、これは国際的にも共通の考え方です。各国において、農薬の使用の可否や使用方法が、その国の気候、病害虫の発生状況や栽培実態を踏まえてそれぞれで定められていることから、それを基に定められる残留基準値も異なります。また、同じ食品であっても、日本と海外で検査部位が異なる（例：玄米と粳米）ことにより、残留基準値が異なる場合もあります。そのため、日本と海外の基準値のどちらが緩いか厳しいかを一概に言うことはできません。</p> <p>なお、国内の農薬の登録については、農薬取締法を所管する農林水産省により、農業者への健康影響、水質や水生生物などへの影響、周辺農作物や有用生物への影響、農薬が残留した農産物を食べた消費者への健康への影響、病害虫防除の効果など、安全性、有効性等が考慮され、使用が認められているものと承知しています。</p> |
| 2 | <p>【意見2】</p> <p>「農薬(アシノナビル等8品目)の残留基準の改正について」反対の意見。私は無農薬の野菜や果物を探し購入する。もしそれが買えない場合、微力でも農薬を落とすように努力する。不自然な物を体に入れたくないからだ。</p> <p>世間はこう言う。野菜や果物をしっかり食べなさい。と。子供にもだ。農薬まみれの食品を食べさせてそれ</p> | <p>【回答2】</p> <p>農薬の登録や使用、残留基準の設定等については、【回答1】を御覧ください。</p> |

| | | |
|---|--|--|
| | <p>は本当に健康だといえるか？食は身体を形成する為の基本。今回で基準値を引き下げる農薬もあるが引き上げる農薬が多すぎる。引き下げや引き上げよりも無農薬食品の実現をお願いします。今回の改正案には断固反対。</p> | |
| 3 | <p>【意見3】 危険な農薬は使用禁止にしてほしい。</p> | <p>【回答3】 農薬の使用や残留基準の設定等については、【回答1】を御覧ください。</p> |
| 4 | <p>【意見4】 残留の基準値が緩すぎる。もっと厳しくすべき。</p> | <p>【回答4】 農薬の残留基準の設定等については、【回答1】を御覧ください。</p> |
| 5 | <p>【意見5】 承認農薬成分数約600種、補助農薬成分約1,200種、添加物約830種、遺伝子組換え食品系400種、遺伝子組換え飼料100種、抗生物質、ホルモン剤、ゲノム編集成分など、全部合わせれば驚くべき数字。にも関わらず、審査の段階では単品の成分で影響を確認するにとどまっている。複合効果を検証しろと意見を出しても「複数の化合物への暴露については、現段階では国際的にも、評価手法として確立したものはなく、検討段階にある・・・。FAO/WHOでは、・・・複数の化合物への暴露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、引き続き、最新の情報収集に努めてまいります。」という「先送り」状態。「確立されていないからこそ、確立されるまで一律禁止」にすべきではないか？一律禁止ができないなら、既存の基準値もすべて安全係数を1,000に設定して基準を厳しくすべき。</p> | <p>【回答5】 複数の化合物への暴露については、現段階では国際的にも、評価手法として確立したものはなく、検討段階にあることから、現段階では総合的な評価は困難であると考えています。 FAO/WHOでは、JMPR (FAO/WHO合同残留農薬専門家会議) やJECFA (FAO/WHO合同食品添加物専門家会議) において、複数の化合物への暴露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、引き続き、最新の情報収集に努めてまいります。 安全係数については、内閣府食品安全委員会における許容一日摂取量 (ADI) 及び急性参照用量 (ARfD) の設定では、各種毒性試験で得られた無毒性量から、ヒトと毒性試験に供した動物との種差及びヒトの個人差 (人種、健康状態、生活状況、年齢等) を考慮して安全係数100を除いて決めているものと承知しています。</p> |